

取扱区分：公開

令和３年第７回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和３年７月２６日（月）

〔場 所〕 市役所３０４・３０５会議室

令和3年第7回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和3年第7回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和3年7月26日（月） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和3年7月26日（月） 午後4時02分
- 3 出席委員（13人） ※番号は議席番号
1番 萩原 和夫 2番 門井 隆 3番 常見 淳 4番 野口 勇
5番 田鍋 光男 6番 齋藤 博司 7番 高橋 建一 8番 寺田 進
9番 岩崎 久 10番 山本 寿一 12番 杉崎 國昭 13番 原田 順一
14番 竹内 幸男
- 4 欠席農業委員（1人）
11番 吉岡 政広
- 5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区
（平野）渋谷 悟 （平野）山口 実 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
報 告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報 告 2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報 告 3 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
報 告 4 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受理について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（3人）
事務局長 中里 幸雄
事務局 茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和3年第7回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。本日もコロナ対策といたしまして、窓やドアを開けたままでの会議となりますが、ご了承願います。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに令和3年6月25日に開催いたしました令和3年第6回農業委員会総会の議事録（案）につきまして、遅くなりましたが届けさせていたいております。そこで、委員の皆様におかれましては、内容確認をいただいているかと存じます。内容に問題がなければ、この場で署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からの指摘がございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議 長）

質問が無いようですので、私の署名に続き、お名前を読み上げます委員の方は、ご署名をお願いいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。

●●●●委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

従いまして、出席委員は14名中13名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。また、推進委員の出欠状況でございますが、欠席は無く、6人全員に出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。本日の提出議案は、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。

農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から議案第3号でございます。他に報告案件は、報告1から報告4までございます。

初めに、議案書2ページの議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号の番号1から番号8につきまして、全ての案件が関連していますので、続けて担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

議案第1号の番号1から番号8についてです。今までの総会でも、何度か取り上げられました。本件の地主さんたちの本音は「できれば手放したい」ということでした。また、改めて、この土地に隣接する土地の稲作を続けたいという方にお話しを伺ったところ、「●●●●さんには、用排水路や周囲の田の環境を守るような形で、是非お願いしたい」と仰っていました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。

全部効率利用要件として、すべての管理が適切にされているということを7月2日に確認いたしました。

農作業常時従事要件ですが、農地所有適格法人につき要件不要となっております。

下限面積要件といたしまして、自作地が●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡、であり要件を満たしています。

地域との調和要件は、取得後の計画が畑となっております。こちらは振興整備地計画の方でも田畑転換が可能な地域ということで、特に問題はないと考えています。また、農地法第3条第2項の規定に基づく許可審査基準の第7号に、取得後は畑で、後々ハウスもしくは農業用倉庫の建設予定と記載がありますが、用排水路関係の維持を念頭に置いた場合、今後どのような形で使用するか検討すると代理人から聞いています。

農業委員会事務局としては要件を満たしていると考えておりますが、皆様ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議 長)

議案第 1 号の番号 1 から番号 8 につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

うちも隣接しており、関係があるためお聞きしたいのですが、ここにハウスを建てる際、盛土の高さの基準は決まっているのですか。これ以上高くしてはいけない等、決まりがあれば教えてください。

(事務局)

道路の高さから 30 cm まで盛土が可能です。

(委 員)

高く盛られると稲の生育にも影響が出ると思い、気になりました。

(事務局)

そのようにする際は、土がこぼれないよう何かで土止めするように指導いたします。北側の方だったため、日照は大丈夫だと思います。埋める面積によっては、県の許可が必要になってくると思われます。

(委 員)

田んぼの排水を使用すると思いますが、土などが流れ出した場合排水が詰まる可能性が出てくるため、管理もきちんとしていただきたいと思います。

(事務局)

わかりました。今後も利用される皆様のご意見もあると思いますので、●●●●さんによくお話を聞きながらやってまいります。

(議 長)

他にご質問、ご意見等がございますか。

(委 員)

補足資料の農地基本台帳に、「後継者はいない」と書かれていますが、誤りではないでしょうか。

(事務局)

おそらく間違いです。昨年末、初めて●●●●さんに利用状況調査票の提出をお願いした際、書き方がよくわからないということで「後継者はいない」にチェックを付けられており、

こちらがそのまま入力しておりました。申し訳ございません。

(議 長)

他にご質問、ご意見等がございますか。

(委 員)

農業用倉庫については、周りの農家に迷惑にならないように気を付けてやっていただきた
いです。もし何かあれば、随時早めに相談して進めていただきたいと思います。

(事務局)

補足説明資料の 6 ページ利用計画図の●●●●は、当初は売らない方向でした、
しかし最近、周囲の状況によっては売ってもよい、となってきました。最初は、合意解
約書を出す予定だと代理人がお話ししていたのですが、様子を見るということになりました。

(委 員)

農地の集積として、実績ありの評価はできるのでしょうか。

(事務局)

農業会議や県の方は、集積してもよいということでした。一部、耕作地がある場所でした
ので、このような土地も解消されてよいのではないかという話でした。

(委 員)

●●●●さんは追加をする可能性があるのでしょうか。予定面積はどのくらいですか。

(事務局)

2ha くらいということです。いずれはここに本社を持ってくる予定のようです。
当初は一段で使いたかったところを分段される形となり、計画が変わったようです。許可
書を出す際、今後の全体の計画や、どのように本社等を配置するのかを求めようと思います。
この案件については、進展がございましたら総会の方でご報告いたします。

(議 長)

他にご質問、ご意見等がございますか。

なし。

(議 長)

ご質問が無いようですので、採決いたします。
議案第 1 号の番号 1 から番号 8 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願い
いたします。

全員の方、賛成であります。

よって、議案第1号番号1から番号8につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号の番号9につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲受人にお話しをお聞きしました。譲受人によると、工業団地で1町5反くらいの農地を失われてしまったため、代替ということで土地を探していました。以前、隣の2枚を取得しています。今回はその土地に隣接する長細い部分を一緒にすると便利だということで相談し、話が付いたということです。

現地を確認したら除草し、しっかりと耕運され、いつでも農地として使える状態となっています。問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いいたします。

(事務局)

全部効率利用要件としては、所有している農地すべての耕作を確認しております。また、現地は問題なく除草されていることを7月2日に確認しています。

農作業常時従事要件として、ご本人と奥様、それぞれ300日以上従事しているということで、要件を満たしております。

下限面積要件ですが、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡であり、40アール以上であることが確認されています。

地域との調和要件について、現状は畑、取得後の計画も畑となっております。

先ほどご説明がありましたが、現地の隣3筆、●●●●、●●●●、●●●●を令和2年10月又は11月の総会の議案で挙げ、3条で許可しております。

とても荒れたところで、毎年農地パトロールでは耕作放棄地ということで報告があった場所ですが、今回許可されると解消されて一帯で使えるようになるということです。

要件はすべて満たしていると思われますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議 長)

議案第1号の番号9につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号9につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
全員の方、賛成であります。

よって、議案第1号の番号9につきましては、承認することといたします。

次に5ページの議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」
でございます。

議案第2号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

申請地は市街化調整区域の農業振興地域外で、周りが住宅で囲まれた農地です。

4条許可申請に至った経緯として、●●●●は申請人の住宅の前の土地であり、●●●●
の建物は以前、申請人の父親が住んでいたようですが、その建物の接道が確保できないとい
うことで、敷地拡張のお願いをしました。

申請地は草刈りがされており畑の状態で、違反等はないと思われます。許可要件は満たし
ていると思われますが、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。現地は、●●●●に建築されている建物の接道
が確保できないため申請に至りました。東側の位置指定道路は持分を持っていないため、建
築基準法上市道●号線に接道する必要があります。また、市道●号線、●●●●、西側建築
基準法外道路との高低差もなく、造成工事もないため、資金計画も0となっております。

用排水路についてはなし、道路通行者を含み安全に配慮するということになっています。

7月2日に現地確認済みです。

(議長)

議案第2号の番号1につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明
のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

奥行としては何mくらいでしょうか。また、3人で分割して所有するということでしょうか。

(事務局)

奥行は約●●mです。また、現在も所有者3人で1/3ずつ所有している状況ですが、そのまま3人の持分で所有するということです。

(議 長)

ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に6ページの議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第3号の番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

前回、許可が下りた場所は公園になり、草刈りがされていきました。今回の申請地2か所は、まだ家庭菜園をされているようでした。許可が下りたらすぐにきれいに整地し、芝や花を植えるそうです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありましたらよろしくをお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の３ページをお願いいたします。農業振興地域外の農地です。申請地の概要は委員さんのご説明のとおりです。申請理由は、既存の公園敷地を拡張して、一団の公園として市民の憩いの場を整備したいため、今回の申請地に関しては、主に公園内に植える草花の苗を育苗し、花壇として整備するということです。

資金計画について、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、雨水は自然浸透、上下水道等の計画はありません。河川管理者が指定する期間は工事を行わないということです。

７月２日に現地確認済みです。

(議長)

議案第３号の番号１につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第３号の番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第３号の番号１につきましては、承認することといたします。

次に、議案第３号の番号２につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

－ 所在地についての説明 －

譲受人に話を伺ったところ、年中水が出て困っているということで、不動産屋に相談したところ、申請地を案内されたということでした。譲渡人にも話を伺ったところ、売る相手が見つかってよかったということです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありましたらお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の５ページをお願いいたします。場所は農業振興地域外の農地となります。申請地の概要は委員さんのご説明のとおりです。

申請目的は、住宅敷地です。

申請理由として、申請者は勤務先にアクセスのよい●●のアパートに住んで２０年以上になりますが、両親や家族から自分の家を持つことを進められていました。また、現在住んで

いるアパートは手狭で不便な上、近年雨が降ると氾濫がおきることもあり、安心して暮らすための物件を探していました。申請者が家に求める条件は、現在と生活圏があまり変わらないこと、緑豊かであること、閑静であることの3点であり、今回の申請地が条件に合致しており申請に至りました。

資金計画は、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水道は公営水道、排水については合併浄化槽を通し汲み取り槽に流入、雨水は浸透枳により宅内処理します。

工事中、施工後も周囲に被害を及ぼさないよう措置をします。周辺に農業用排水路、農業用施設などはなく、日照、通風に影響を与えません。

7月2日現地確認済みです。

(議長)

議案第3号の番号2につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

地図を見ると屋敷を売ったような感じであり、譲渡人が売れてよかったということをお話しされていたようですが、この2人はどのような関係でしょうか。

(委員)

関係はなにもないということです。不動産屋を通じて、譲り渡すに至ったということです。

(事務局)

6ページの下地図をご覧ください。申請地が青く塗られている部分で、この後ろの土地には既に他のお宅が建っています。

つまり、最初は一帯の土地だったのですが2筆に分けられ、裏の●●●●は別の家が建築済みでした。1つの土地を2つに分けて売ったということのようです。

(議長)

他に何かございますか。

なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号の番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

市街化調整区域の農業振興地域外で、周りが住宅で囲まれた農地です。5条許可申請に至った経緯としては、譲渡人は農地を共有で相続したものの仕事の関係上作付けもできず、農地の管理が大変になってきたため共有者3人で協議をした結果売ることとなり、不動産屋に相談をしていたそうです。また、譲受人は現在アパートに住んでいますが手狭になってきて、持ち家を建てる土地を探しており、市街化区域を検討しましたがなかなか条件に合わず、申請地が学校も近く地盤も良く生活環境も良いことから、申請に至ったとのことでした。

申請地はきれいに草刈りもされており、畑の状態であり、問題ないと思われます。補足説明資料の資金計画を見ても、事業実施の確実性もあると思われます。

さらに、住宅が建築されても、周辺の農地はほとんどが住宅地であり、営農等に支障はないと思われます。許可要件を満たしていると思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありましたらお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の7ページをお願いいたします。市街化調整区域の農業振興地域外の土地になります。申請地の概要理由については、委員さんのお話のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水道は公共水道、汚水、雑排水については公共下水、雨水は宅内浸透処理とします。

その他は、道路通行者を含み安全に配慮し、農地に接していないため周囲に影響はありません。7月2日に現地確認済みです。

(議 長)

議案第3号の番号3につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号の番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

申請地は市街化調整区域の農業振興地域外で、周りが住宅に囲まれた生産性の低い農地です。5条許可申請に至った経緯として、譲渡人は高齢となり作付けや草刈り、耕運等が大変困難となり、売り物件という形で不動産業者に依頼をしていたということです。また、譲受人はアパートに住んでいますが、手狭になったため一戸建て用地を探していたところ、学校も近く環境も良く子育てもしやすい土地ということで紹介され、条件に合ったため申請に至ったということです。

申請地は売り物件の看板がありますが、道路沿いに枯れた草があるもののきれいに耕してあり、違反等ないと思われます。また、事業実施の確実性があると思われます。更に住宅が建築されても周辺農地での営農には支障ないと思われます。許可要件を満たしていると思われますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありましたらお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の9ページをご覧ください。市街化調整区域の農業振興地域外の農地になります。申請地の概要、申請理由については、委員さんのお話しのとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、汚水、雑排水は合併浄化槽、雨水は宅内浸透処理とします。

その他、工事時には看板を設置、車両通行時にはガードマンを配置し安全に作業します。

7月2日現地確認済みです。

(議 長)

議案第3号の番号4につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号の番号5につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

土地自体は草が少々生えていますが、問題ないと思われます。売り主、買い主ともに接触できませんでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の11ページをご覧ください。場所は、市街化調整区域の農業振興地域外農地となります。

申請理由としては、申請者の兄が家を建築し父母と同居することや、独立したいとの考えから専用住宅の建築を計画しました。土地の選定に至っては、車を置くことのできる広さや、将来結婚し兄の住まいからの育児援助のことも考慮し、土地を選定しました。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、水道を前面道路から引込みます。生活排水については、前面道路の農業集落排水に接続、雨水については宅内浸透処理をします。工事中はフェンスを設けて立ち入りを制限し、危険回避に努めます。コンクリートブロックを設置し、土砂流出防止とします。

7月2日現地確認済みになります。

(議 長)

議案第3号の番号5につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

申請理由が少しわかりにくいのですが、お兄さんが●●近くに家を建てるということで、申請者は弟さんなののでしょうか。このお兄さんの建てる家の近くに新しく家を建てる、育児云々のことも考慮できるというように考えるのでしょうか。

(事務局)

申請者のお兄さんが申請地近くで父親と母親と同居し、申請者がその近くに家を建てることで、将来結婚した際、お兄さんの住まいから育児援助を受けられるため、土地を選定したということです。

(議 長)

他に何かございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号5につきましては、承認することといたします。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、報告事項に入ります。報告1から報告4につきまして、事務局より朗読と説明をお願いします。

(事務局) — 報告1から報告4、朗読 —

(議 長)

以上朗読いたしました、報告1から報告4につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いします。

なし。

(議 長)

よろしいですか。特に質問が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。